

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 目的の改正

目的に、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供することを加えること。  
(第一条関係)

## 第二 土砂災害の定義の改正

土砂災害の発生原因に、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を加えること。  
(第二条関係)

## 第三 都道府県知事が行う緊急調査

都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。  
(第二十六条関係)

## 第四 国土交通大臣が行う緊急調査

国土交通大臣は、第三の政令で定める状況があると認める場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、緊急調査を行うものとする事。

(第二十七条関係)

#### 第五 緊急調査のための土地の立入り等

都道府県知事又は国土交通大臣による緊急調査のための土地の立入り等について必要な規定を整備すること。

(第二十八条関係)

#### 第六 土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般

に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。

(第二十九条関係)

## 第七 罰則

緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の所有者及び占有者を罰則の対象に追加すること。

(第三十四条関係)

## 第八 その他

所要の改正を行うものとする。

## 第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 水防法について所要の改正を行うものとする。

(附則第二項関係)